

# 少年鑑別所による 受刑者等に対する鑑別の対象の拡大

令和5年12月1日施行

## 背景

諮問第103号に対する法制審議会の答申（別添2）

- ①自由刑の単一化
- ②若年受刑者に対する処遇調査の充実
- ③若年受刑者に対する処遇原則の明確化等
- ④刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度
- ⑨保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用

- ② 若年受刑者に対する処遇調査の充実  
鑑別施設の長が刑事施設の長の求めにより行う鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限を、「20歳未満」から「おおむね26歳未満」に引き上げる
- ⑨ 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用  
保護観察所の長は、おおむね26歳未満の仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、鑑別施設の長に対し、鑑別を求めることができるものとする。

## 法改正

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）

刑法等の一部を改正する法律（以下「改正法」）により、少年鑑別所法（平成26年法律59号）第17条等が改正され、鑑別対象が拡大

（改正前）	鑑別の対象の類型（改正前）	（改正後）	鑑別の対象の類型（改正後）
①	家庭裁判所の調査又は審判を受ける者	（変更なし）	家庭裁判所の調査又は審判を受ける者
②	保護処分を執行を受ける者	（変更なし）	保護処分を執行を受ける者
③	懲役又は禁錮の刑の執行を受ける <u>20歳未満の者</u>	（拡大）	<b>懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者</b>
④	（新設）	（新規）	<b>仮釈放者、保護観察付執行猶予者*、保護観察付一部執行猶予者</b>

\*改正法により新設された更生保護法第81条の2及び3により、再保護観察付執行猶予者に少年鑑別所による鑑別を原則的に実施（R7.6.1施行）

## 鑑別の実施等

若年受刑者を中心とした鑑別の充実

- 少年受刑者（J指標）及び少年審判で検察官送致となった事件で刑の執行を受ける者（Yj指標）のほか「若年受刑者ユニット型処遇」等の対象となる受刑者（U指標）を中心とし、処遇要領の策定等や処遇の経過の把握、処遇指針の提案等を観点とした鑑別を実施
- 上記以外の20歳以上26歳未満の者（Y指標）及びその他の受刑者についても、刑事施設の依頼に応じ、釈放後の関係機関による支援を見据えた課題、被害等に対する認識等の把握等を主眼とした鑑別を実施
- 仮釈放者及び保護観察付執行猶予者については、保護観察所のニーズに応じ、専門的プログラムの受講時等、適宜の時期に鑑別を実施

